

東亞研究講座第三十九輯
明代の皇族及官吏

清水泰次著

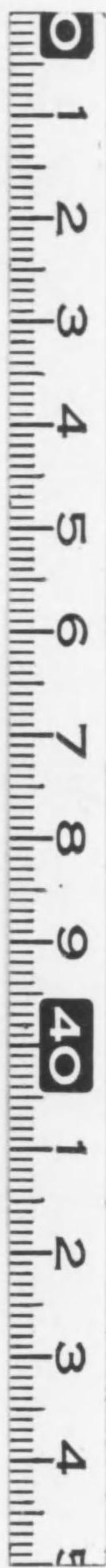
393

756

393-756



1200501462622



始



30

7



清水泰次著

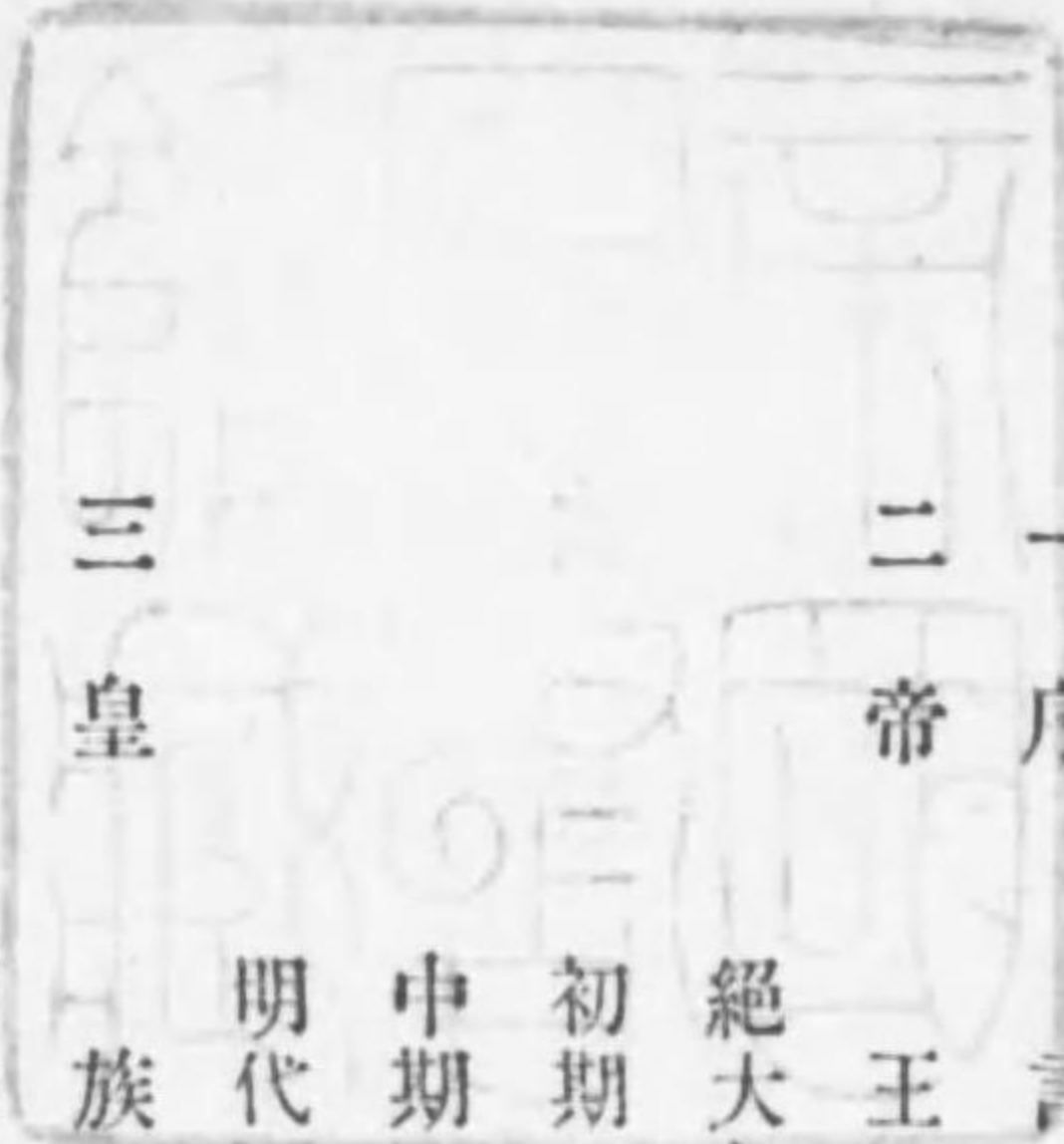
明代の皇族及び官吏

東亞研究講座
第三十九輯

東亞研究會



393-756



内 容

一	序 言	一
二	帝王	三
	絶大なる帝王權	
	初期の帝王權	
	中期の帝王權	
	明代の帝王權	
三	皇 族	八
	同姓諸侯の問題	
	諸王の身分	
		三



諸王の人口	一三
諸王の俸祿	一五
俸祿による破産	一六
諸王の生活	一八
祖法之行詰	一九
后妃	二二
太祖の后妃訓	二二
秀女の制度	二三
秀女の起源	二四
秀女の弊	二七

五 宦官	二八
------	----

明の宦官の重要性	二八
宦官専横の源因	三〇
宦官の擡頭	三三
宦官の暴虐	三三
六 官吏	三五
政治參與權	三五
科舉	三七
廻避制度	三九
貪吏循吏	四一

七 胥吏幕僚 三

胥吏 三

胥吏の弊害 四

幕僚 四

幕僚の弊害 四

明代の皇族及び官吏



序 言

清 水 泰 次

歴史上の支那の社會を客觀的に階級づけるならば、君臣民といふことにならう。これを更に職業的機能に依つて分類して見れば、君には帝王を初め皇族及后妃がある。また臣民を考ふるならば日本では臣民と熟字にして、今は區別なく使用して居るが、支那では昔からはつきりした區別があるのである。臣は官吏で、民は一般の庶民である。その臣の中にもいろいろあつて、宮中に居る宦官もあれば府中に居る官吏もあり、また官吏の下に居つて役所に巢くふ胥吏もある。宦官や胥吏といふものは、現代の吾吾に對しては意外な存在であるから果して嚴密な意味で臣に入れてよいものか何うか、疑へば疑へないこともないが、此處では便宜に従つて臣に屬させて置かう。最後に民を觀

ても明史藁の食貨志によれば大きく別けて民・軍・匠の三通りがあり、若しこれを細かく別れば民に儒・醫・陰陽あり、軍に校尉・力士・舗兵あり、匠に厨役・裁縫・馬船あり、更に瀕海に鹽竈あり、寺に僧あり、觀に道ありといふことになる。

かく階級を分けて來ると、非常に數多いものになるが、然しこの階級は決してエヂプトや印度に於けるやうな融通の能きない階級(Caste)ではない。エヂプトや印度では武士は武士で、子子孫孫到底僧侶になることが能きない。従つて平民にもなり下り得ない。然るに支那では君臣民と互になり代ることが能きるのである。また或特別な方面を除いては、日本の如き株即世襲といふものがない。日本では一度士分に引き立てられたならば、子孫はともに士分におさまつて居るのであるが、支那にはさういふ結構な世襲といふことがないのである、そこで他國に類例のない、いろいろな社會組織が出來、ますます微妙な機構を發揮して來るのである。然らばこれは明代に於いて何んな風に現はれて居たであらうか。これを今は紙數の都合で君臣——皇族及び官吏の二つに就いて大體説いて見やうと思ふのである。

二 帝王

絶大なる帝王權

西洋史にあつては王權の伸張は、近世初の中央集權から、例の帝王神權説 (Divine right of Kings) 及び國家は即ち朕なり (L'etat c'est moi) で終りを告げ、その後は血みどろな民權伸張の時代である。然るに支那史にあつては、近世の最後まで王權の伸張であつて、何等民權の獲得といふことがない。この點に於いて西洋史の頗る華華しいのに反し、支那史は何となく物足らなく感ぜらるるのである。

それだけに支那史上の帝王權は絶大である。流石革命の國柄であるから、天子になるまでは微賤そのものであるが、一度風雲に際會して、蚊龍池の中を出づれば、キングス・オブ・キングの感懐かしむるのである。されば支那に於いて初めて帝王らしい帝王を見ることができると言つてよい。外に對しては四隣の國を朝貢させ、封冊を與ふると誇稱するのである。朝貢といへば今日の貿易を聯想せしむるが、彼と此れとは大に違ふ。今日のは全く平等な立場に立つての商行爲である。ところが

昔のはそういふ平等な貿易観念でない。政府の官吏が物品を受取つて、これに相當するだけの恩賞金をとらせる。形式は交易のやうであるが精神は貢である。屬國に對する總主權の態度である。封冊に於いてもまたそうである。朝鮮は王朝の變る度に支那から助けられた譯でもないのに支那へ來て承認を求める。これも今日の列國の承認のやうではあるが、心持ちが違ふ。決して對等の立場でなくあくまで總主權の威嚴である。さればこそ場合に依つては封冊を與へない。明の成祖のとき安南から來た王の使者を拒んで與へなかつたことがある。不正な手段で國王にならうとしたのを看破したからである。即ち朝鮮や安南の國王に支那からの封冊がないと、正式な國王になれないのである。

斯く外に對してばかりでなく、また内に對しては君主の意思が即ち憲法で、それ以外に遵奉すべき何等の憲法をも有たないのである。先王の古法はやや憲法らしいものであるが、天子が必ずしも守らなければならぬものでもないから、強ち憲法と言ひ得ない。單なる典か鑑に過ぎないのである。

初期の帝王權

然しその間にも帝王權の始めと終りとで、かなりの距りがあるやうである。いはばだんだんに發達して居るのである。始めに於いては孟子(萬章下)の如く

天子一位、公一位、侯一位、伯一位、子男一位、凡五等也。とさへ考へられて居た。子男から進み進んで、天子にまで至り得と信ぜられてゐたのである。この點は亞米利加の大統領夫人を *The First Lady* と云ふやうなもの、*The First* はやがて *The Second* と相對の關係に置かるるものである。然るにこれと全く異なる關係に置かるるものは日本の大元帥で、元帥と相隣して居るといふものの、この開きは素晴らしく、實は絶對なるものである。さればこそ支那の天子は一般の民衆と同質の上位に置かるるもので、何等民衆と絶對的障壁のあるものでない。故に儒教では徳あるものが天子になり、徳がなくなれば天子でなくなると言ふことになるのである。孟子に匹夫紂を誅したことはあるが、天子紂を誅した事がないといふのは詭辯のやうに見えて實は詭辯でないのである。ところで斯ういふ状態では、折角天子になつたと云ふものの不安で堪らない。そこで天子としての地位とその尊嚴を、いつまでも安固にして置きたいといふ欲心から、いろいろな工夫も起る譯である。まづ禮儀制度を設けて、天子と臣民との格をはつきり認識させる。また天子の位をややも

すれば窺ひさうな、自分に脅威を感じるものを、いつそ一思ひに除き去る。秦の始皇帝の極端な法制の改正も漢の高祖が功臣諸侯を一人一人殺して行つたのも、考へて見ればそうした心の現はれであらう。隋唐と降つては、流石にそういう表だつた目につく大變革や残忍性を發揮しないが、その代り人のあまり氣付かぬやうな制度の改正によつて、徐ろに王權の伸張するやう取り謀つたものである。隋の文帝が郷官を廢して、官吏を悉く旅者（トビ）にしてしまつたのも、唐になつて科擧出身を採用したのも、皆官吏を土地から分解させて、勢力を遙かに低くさせ自然と天子の地位をバランス的に昂上させたのであるまいか。

中期の帝王權

けれども斯かることは君臣相互の緣因で決まるべき性質のもので、そう一度の法令や手段で決定さるべき筈のものでない。さればこそ唐に於いてもなほ帝王權は、今日吾吾の想像するやうな絶大なものでないのである。唐の三省の一つに門下省といふのがあつて、尙書省・中書省と共に天下の政治を三分して居るのであるが、その門下省は天子の詔でも義理に於いて難すべきものがあれば、遠慮なく改定したのである。また帝王の地位も社會的に見て、必ずしも最上層といふ譯に行かない。

唐の太宗は嘗て大臣の高士廉に、全國の系圖を編纂せしめた。されど彼は天下の名族を崔・盧・李・鄭といふ順序の番附にしてしまつた。帝王を以つて任じて居る李を、何事ぞ崔盧の風下に置かうとはと憤慨して見ても、之ればかりは勅令でも動かすことが能かず、従らに望族崔や盧の名を成さしむるに終つたのである。ところが世の降り國の擴まるにつれ、帝王權も絶えざる努力に依つて伸張して來たのである。既に宋になると早くも唐と趣きを異にし、宋の時に出來たと稱せらるる百家姓には、趙から始められて居るのである。崔や盧を越えて國姓たる趙が首位に置かれるやうになつた。帝王權が社會的の何物にも先んずる傾向を如實に示したのである。而して宋の中央集權もまたそうした現はれである。宋は五代藩鎮跋扈の後を受けて中央集權を行つたのは恰も隋が郷官を廢して中央から官吏を派遣したごとく、重大な意義を有して居るやうに思ふ。即ち軍人割據の弊を一掃したことは、軍人と將軍と、それから軍隊と土地とを分離させたのである。文官をして知州事とし、轉運使としたことは、軍人の一手にあつた行政權と財政權とを分解させたのである。斯うした分離分解の間に、帝王權が油然と浮び上つて來るやうに仕組まれたのである。地方の勢力が小さくなつて、中央の勢力が、何等の力を働かさずして大きくなつたのである。

明代の帝王権

明代に於ける帝王獨裁は、二つの方法から證明できるやうに思ふ。一つは法制的見地からで、もう一つは教學的見地からである。前者は太祖に種子が蒔かれて成祖に芽ばえすくすくと伸び世宗になつて天に摩したといつて良い。それは内閣制度の發達である。内閣といふと今日の考では、その發達は寧ろ帝王権を縮少せしむるやうな感を懐かしむるものであるが、支那に於ける内閣を發生的に考ふるならば、却つて帝王権の伸張のために内閣が出来てきたやうに思はるのである。即ち内閣といへば天子の内の部屋であつて、天子の學問所である。この學問所の出仕が天子の顧問となり、帝王獨裁の旗色が鮮明となるにつれて、顧問の責任も權勢も増大し、遂には今日の内閣のやうに極まつたのである。一通りの筋道は將にその通りであるが、之れを史實について見るならば更に明瞭となるのである。

太祖は中書省といふものを罷めた。中書省は唐以來有力な中央官廳として權勢を振つて來たのであるが、それでは天子はややもすると壓迫され勝ちである。中書省は政治の元締めで、總ての問題がここに集つて來る。若しそこに有力な人物が居れば、天子はあつても天子の威令は及びそうもな

い。そこを慮へて太祖はまづそれを廢したのである。それが洪武の十三年で、それから一年おいて十五年には、宋制に倣つて華蓋殿・武英殿・文淵閣・東閣にそれぞれ大學士を置いたのである。後になつて文華殿大學士といふものを置かれた。中書省といふ獨裁官が失くなつて天子が獨裁になつたのであるが、天子とても獨裁をやつて見るとそう何も彼もやれるものでない。そこで自然にこの大學士が、やがて樞機に參することになるのである。然し表向きの中書省と内輪向きの顧問とでは非常な違ひでそこに天子の獨裁といふことが、力強く認識せらるるのである。

この樞機に參することは成祖から目立つて來るのである。それから仁宗にかけて、所謂三楊と並び稱せらるる揚榮・揚溥・揚士奇が大學士となつて、内閣の權威を非常に昂めたのである。果は世宗になつては斷然表向きの官制に乗り出して、六部の上座に据はることになつたのである。兎に角天子が中書省の獨裁官を嫌つて、頗で使へる内輪の顧問を重用した點に、明の帝王権の伸張を認め得るのである。それがまた明末に表て向きの六部の上に、前の中書省の役を演じて來た時に、清朝はまたこの内閣を嫌つて更に内部的な軍機處を重く用ひたのである。そして明から清へと再び帝王権の伸張躍進が行はれたのである。

つぎに教學的見地から考へても、明の帝王權は空前の伸張を示して來たやうに思はるるのである。歴代孔子を尊崇して帝王に比し、又は帝王以上に昂めて來たのであるが、明になると帝王を遙に上に見るやうに努めたのである。即ち漢のとき孔子を宣尼公と謚し、唐のとき文宣王と進めて居たのであるが、明の世宗のとき急に引き下ろして至聖先師としてしまつたのである。

ところが之れに對して、斯ういふ見方をすることも能きるのである。孔子は俗權以外に超然たるものである。人爵を以つて孔子の偉大を彰はすことは能きない。カイゼルのものはカイゼルに返へして、初めて教權の師表たる眞價か、發揮せらるるのであると言ふのである。

これは聞いて見ると誠にもつともな議論である。然し歴史家の本然に返つて史實を冷靜に考へて見ると、どうしても帝王權を押し立てんが爲めに、教主權を引き下げたやうにしか解けないのである。小冊子の性質として議論や考証は許されないが、その當時の議論一般の空氣から云つても、政治家の側は尊號を取り去る方に賛成し、學者側は却つて今まである尊號を改めて取り去る理由が何處にあるかと反對に立つて居るのである。若し私の測定が受け入れられるとしたならば、尙更帝王權の伸張に資した譯で、帝王權は時代と共に大きくなつて來たことを認めない譯に行かない。

三 皇 族

同性諸侯の問題

支那では帝王は、國のことを考ふると共に、いな事に依ると國のことよりも前きに、自分の家といふ事を考へなければならぬ。折角得た國を如何にしたならば未來までも持ち堪へられるかといふことが、開祖の最も心配する問題である。そこで色色な對策も講ぜられる譯であるが、ここでは皇統の連綿といふ點から對皇族策を考へて見たい。

漢の高祖のやうに、功臣でも事を構へて殺し、同姓の劉氏でなければ封侯にしないと云つたのは、最も露骨な遣り方である。こうして置けば一朝宗室に事變があつても、諸侯が直ちに入つて皇統を續げるといふ企みである。然しものは案外なもので、そういふ心配は幸か不幸か起らぬ前きに、諸侯の専横、尾大掉はずといふ事になつた。却つて吳楚七國の亂の如く、國家を危くすることが起つたのである。そこで今度は次の魏の國に子弟を輕んずる風さへ起つたのである。而して之れも結果は香しくなく、容易に國を權臣に奪はれることになつた。思ふに人間は賢いやうであるが、

利害にかかはつて來ると迷ひ易いもので、歴代みなこの問題には手を焼いて來たのである。

明の太祖も矢張り、この問題にぶつかつた。彼は半生を世路の艱難に送つて來ただけに、これで行はれた政策の中間を行つて諸王を封したといふものの土地を與へない。支配權を遣らない。只俸祿を送つただけである。その代り虚權とでもいふべき名譽權だけは、頗る多く與へたのである。公侯大臣も諸王に對しては伏して拜謁しなければならぬ。ところで斯うした諸王は、幸ひ太祖の心配するような政治問題を惹き起さなかつたが、その代り社會問題としての重要な缺陷を、歴史に暴露したのである。

諸王の身分

まづ人口の問題として取扱つて見やう。太祖は皇族の身分を幾通りにも規定して、庶民との區別をはつきりさせて置いたのである。皇帝の男は親王。女は公主。親王の男は郡王。女は郡主。郡王の男は鎮國將軍。女は縣主。鎮國將軍の男は輔國將軍。女は郡君。輔國將軍の男は奉國將軍。女は縣君。奉國將軍の男は鎮國中尉。女は鄉君。鎮國中尉の男は輔國中尉。輔國中尉の男は奉國中尉といふ身分の系圖になるのである。それ以下の男女は初めて庶人となるのである。

また名前の上からも、某王の誰といふことが一見して解るやうに、決めて置いたのである。太祖の子だけでも二十四人封せられたのであるから、その子孫が繁昌して多くなれば、迂濶にすると同じ名前が二人も三人も出來ることになる。そればかりでない、支那で最もやかましい尊卑叔姪が長い間に解けなくなつてくる。年下の叔伯が生れる譯であるから、一見解るやうにして置かないと、甚だ迷惑なことが頻發する。そこで太祖は豫め子孫の名を定めて置いたのである。即ち諸王の系圖に用ふる文字を二十ばかり選み、太祖の子は一字名であるが、その孫からは二字名であるから、一代毎にその一字を順次に採り、その下へ木火土金水の五行を偏にした一字をつけるのである。例へば第五子の周王橚ならば有子同安睦勤朝在肅恭紹倫敷惠潤昭恪廣登庸の一字宛を頭字とし橚の子ならば有燾、その孫ならば子望、その曾孫ならば同鑑、その玄孫ならば安燾といふ風に命名するのである。そうすれば何等の混亂なく、その地位と所屬を一目瞭然たらしむるのである。

諸王の人口

太祖の考へでは、これで子孫のことを思ひ置くことがないと考へたのであらうが、結果は太祖の豫想以上に繁昌して、それが爲めに明朝の没落を早めるやうになつたのである。明史に依つて簡單

に歴代帝王の子女を示すならば、太祖の男は二十六人女は十六人。成祖の男は四人女は七人。仁宗の男は十人女は三人。宣宗の男は二人女は二人。英宗の男は十人女は八人。憲宗の男は十三人女は六人。孝宗の男は二人女は四人。世宗の男は八人女は四人。穆宗の男は二人女は六人。神宗の男は五人女は十人。光宗の男は二人女は九人。毅宗の男は三人女は六人といふことになる。而してこれより親王の多くは封せられて、子に子を生んで行くのであるから、遂には素晴らしい数になる。これを表で掲ぐれば左の如くである。

	洪武	建文	永樂	洪熙	宣德	正統	景泰	天順	成化
親王家	二四	二六	三〇	二八	二七	二五	二二	二五	三三
郡王家	一	四	四九	四〇	六七	一〇六	一一七	一二三	一七三
總計	二五	三〇	七九	六八	九四	一三一	一三九	一四八	二〇六
	弘治	正德	嘉靖	隆慶	萬曆	泰昌	天啓	崇禎	
親王家	三六	三四	三二	二七	三〇	二二	二二	二〇	
郡王家	二一〇	二二三	三一七	二四八	二九四	三〇	三一	一三	
總計	二四六	二六七	三四九	二七五	三二四	五二	五三	三三	

この外將軍や中尉を數へるならば、更に夥しいものとなる。皇明經世文編にある歐陽鐸の論文によると正徳の頃に將軍・中尉だけで九千八百二十八人それに郡主・郷君を加ふれば一萬九千六百十一人となる。また孫承澤の春明夢餘錄を引けば崇禎の頃には將軍は七千一百人、中尉が八千九百五十一人、郡主郷君が七千七十三人となる。然り而してこの人數は、如何なる生活を營んで居たであらうか。

諸王の俸祿

洪武九年の規定に依ると親王の歳俸は、米五萬石、鈔二萬五千貫、錦四十疋、紵絲三百疋、紗羅各百疋、絹五百疋、冬夏布各一千疋、綿二千兩鹽二百引、茶一千斤、馬草六百疋である。郡王ならば米六千石、鈔二千八百貫、錦十疋、紵絲五十疋、紗羅各二十五疋、絹一百疋、夏布一百疋、綿五百兩、鹽五十引、茶三百斤、馬草百二十疋、木綿布百疋を賜はるのである。實に夥しい數目と數量である。そこで洪武二十年にはそのうちの布・綿・鹽・茶を抜き去り、洪武二十八年になると米まで大減額を行ったのである。即ち親王は五萬石を一萬石に減らされ、郡王は六千石から二千石に減らされたのである。その他のものは

- 鎮國將軍 一〇〇〇石、輔國將軍 八〇〇石
- 奉國將軍 六〇〇石、鎮國中尉 四〇〇石

輔國中尉 三〇〇石
 公主 二〇〇〇石、郡主 八〇〇石、縣主 六〇〇石
 郡君 四〇〇石、縣君 三〇〇石、鄉君 二〇〇石

といった具合である。それでも與へ切れなくなつたのか後になると、親王の一萬石も多くは減らされて、代王の六千石、唐王の五千石となり、更に甚しきは韓王の三千石、遼王・伊王の二千石、岷王の一千五百石、肅王の一千石となつたのである。それも半分を米でなく紙幣で渡さるのであるから、またその上の減俸となるのである。従つて郡王以下は不明であるが、もつと割悪るく減俸されたのであらう。

俸祿による破産

明朝は斯うまでしながら、これらの俸給を支拂ふのに差支へて來たのである。俸祿こそ減じたが、増して行く子孫をどうすることもできない。減俸の率よりも人口の増加率が多いのである。廣西の如く一親王しか居らない省ならば左程の心配もいらぬが、江西・山東・山西は各三親王宛をかかへ、陝西となれば四親王となり、湖廣の七親王、河南の八親王となれば、實に驚くの外ない。それに附隨の郡王も、江西の十三人、山東の二十八人、山西の六十六人、陝西の五十五人、湖廣の六十一人、

河南の百二人となる譯である。それもその俸祿は省で多く自辨するのであるから、多く抱えた省の財政は頗る困難するのである。

江西では正徳まで俸祿の總額二萬六千餘石であつたのが、嘉靖・隆慶になると、十六萬六千餘石となつた。山東も初め一王であつたのが、明の中頃になると皇族が三百六十一人となり、その祿米だけでも十三萬九千二百三十七石となつたのである。山西では晋王が二千八百五十一人となり、祿高は八十七萬石となり、その後には二百十二萬石となつたのである。湖廣では楚王のみで五百八十七人となり、祿米が二十五萬九千八百三十石である。河南では周王・伊王のだけで一千四百四十人となり、祿米は六十九萬二百五十石となるのである。それが後になると祿米も百九十二萬石と増すのである。

以上の一つ一つの統計でも、一見して驚くのであるが、之れを嘉靖二十三年に總べて合せた歐陽徳の報告によると、祿米は八百五十三萬石の多きに及ぶのである。そこで到底支給し切れず、河南の如き八十餘萬石も未拂ひのまま、なほ無祿の王族が一千八百人もあつたと言はるるのである。何と恐るべきことではないか。

斯ういふ境遇に置かれながらも、皇族たる身分を思うて、ひたすら身の修養を怠らず詩文に耽り書畫を楽しんだものもある。そのうちでも楚王の子なる孟煇の樂善堂記・求放心論・無妄齋説は出色のものであらう。また自分で作らないまでも、古今の名著を翻刻したものもある。然し多くは以上述べて来たやうな生活の壓迫が加はると皇族たる身分を忘れて名を辱かしたものである。

ところで政府も之れに對して、時代の推移に善處したならば良いのであるが、之れもただ祖法といふ桎梏に拘束されて、皇族をして手も足も出でず自ら墮落せしめたのである。而して祖法とは名譽的なものにせよ營利的なものにせよ、全く職業といふものを禁ずるといふことである。

それは初めの考では、皇族を世の中の事から超然とさせて置いて、煩はしい問題の起らぬやうにとめたのであらうが、後になると必ずしもその通りにならない。皇族も生活に困らぬ中はそういふ徒食を忍んで居やうが、食べられなくなれば何か爲なければならぬ。然しそうした恩惠の報いで自分で食つて行くだけの力がない。そこで如何に皇族でも、貧乏のドン底生活に入り悪銭を身につけねばならなくなつたのである。

いまその例をあぐるならば只只驚くの外はない。破れ衣で町町を徒歩するものもある。四十歳にして結婚しないものもある。十年を経て猶葬られぬものもある。一つの餅を分けて食ひ、なほ生きられず首を縊つたものもある。またこれと反對に莊田を掠奪するものもあれば、税金を横領するものもある。これらは奸智の人民と仲間になり、民田を自分の名義に書き換えさせ、自分は税金を納めず割前をはねるのである。

けれどもこれらは未だ同情すべきであるかも知れない。自ら皇族たる身分を忘れて、無頼漢と同じく悪事三昧に入るものさへある。賭博の仲間に入り、妓院に押し入つたものもある。双を袖にして道行く人を傷けて喜んで居たものもある。城中の女子七百餘人を囚し、その尤なるもの九十餘人も留めたものもある。最後に朝廷を呪ひ、牢屋に送られ、五十年後にやうやく世間に出たとき、獄屋育ちのその子供等は牛馬をさへ知らなかつたと云はれてゐる。

祖法の行詰

遂にこれが對策を講じなければならなくなつた。餘り子供が多くなるからと言つて、四十歳にして子のないものでなければ、妾を置いてはならぬことに決めた。また妾を置くにしても、親王は十人

まで、郡王は四人まで、將軍は三人まで、中尉は二人までを最上とした。また或は子供が多く生れ
ても、嫡子があれば庶子の方を封しない。嫡子も三人以上は封しない、庶子ならば一人しか封しな
い。

然しこれは人情に直ることで、容易に法令で取締り得べきものでない。まして一鎮國將軍を生め
ば千石の祿を増し、十人生めば一萬石となるのであるから。そこで今度は皇族の進んで悪事をし
ないやうに、取締る方へ力を入れたのである。まづ彼等の出入を厳しく取締つた。諸王は一度自分
の封せられた國へ赴いたならば、猥りに都へ返つて來てはならない。返つて來ると、色色なものを
奏請したり強要したりして、精神的にも物質的にも迷惑するからである。また無闇に城外へ出て狩
獵したり、宿泊してはならない。これも外へ出て専横な振舞をして、人民を虐げてはならないばか
りでなく、諸王同志が互に會つて、陰謀を企たまないとも限らないからである。

これらは共に一理あることには相違ないが、何時までも祖法といつて、墨守する必要があるか何
うか。その極端なものになると、周太公はその子の崇王見澤を老いの目に見おさめやうとした時に、
禮部の倪岳は宣徳以來襄王の一度入朝されたのを除いては、全く親王の朝見がないと阻み、遂に太

公の願ひをも許さなかつたのである。また外夷の入寇に當つて、韓王が京の急に赴かんとしたが、
勅で止めさせられた。康王も亦義を唱へて却つて罪せられたのである。

諸王も諸王としての立場を考へて貰つてこそ、諸王としての存在も價値あるのである。それを獨
り帝王中心からのみ考へられて諸王の活動を徒らに拒むのであるから諸王は全く帝王の寄生虫とな
り了るのである。明の永遠を考へての祖法であらうが、それが却つて明の命脈を短かくする役に立
たうとは、太祖も考へ着かなかつたことであらう。要するに策では生命がない。そこに人間として
の生命をうちこまねば。

四 后 妃

太祖の后妃訓

近世となるにつれ、皇后、太后及び外戚の専横がなくなつて來た。西太后の如き權勢を振つた女傑
もないではないが、極くの特例といつてよい。それは何ういふ譯か。色色の理由もあり説明もつく
であらうが、私は家族制度の完成と共に男系の基礎が鞏固となつて、女系及びそれに續く外戚が、

嘴を挟むべき餘地がなくなつたからではなからうかと思ふ。それまではこの男系と女系の間に、家族制度の完成をめぐつて、幾度も悲劇が演じ出されたのであるが、これからは女系が遠く家族制度の外縁に押し遣られて、勢力ももはや問題にならなくなつたのである。劉氏と呂氏との葛藤は近世全く影をひそめたのである。武帝が愛する釣弋夫人を自ら殺した物語も、北魏の子貴く母死する法に律も、等しく昔の夢と化し去つたのである。

制度としての婦人關係は正にその通りで、何等の心配も要しないのであるが、個人としての婦人關係は、決してこれが爲めに心配の度を減じたのではない。そこで太祖もこの事に就いては、夙に頭を悩ましたのである。元年に早くも「后は天下の母儀ではあるが、政治に參與してはならない」と言つて、女誡及び古の賢い后妃の事どもを纂述して、子孫の鑑としたのである。けれども猶不安心と思つてか、三年には再び宮闈の政を嚴禁して、皇后といふものは宮中嬪婦のことを治むるに止めて、宮門の一步外は斷じて預つてはならないと念を押したのである。而して五年には更に紅牌をつくらせて后妃の戒諭となるべき言葉を鐫りつけ、宮中に懸けさせて朝夕心の敬としたのである。

秀女の制度

以上述べて來たところで后妃及び外戚の問題は、時代の變化と女徳の修養とで、一先づ解決したやうに思はれるのであるが、それでも一家の萬歳を希ふ者にとつては、更に考慮すべきものが残つて居る。それは后妃を名族から選み上げるに依つて、動もすればその名族を更に有力にし、更に權勢あらしむるであらうと云ふ事である。そこで后妃はなるべく増長しない微賤から迎入ることにしたのである。恐らく明代に特に目立つ秀女の制は、そうした謂れから盛になつたものであるまいか。この點は公主の婚君を選む場合にも現れて、駙馬は多く微力者の間から決められたのである。

この秀女に關しては于慎行の筆塵に斯ういふ説がある。筆塵の記事は二十二史劄記の三十二卷、明代選秀女之制にも引用してある。それに依ると「此事は祖宗の深意から出たものである。漢の宣帝の許后は微賤から擧げられたもので、后になつてから輿服は甚だ儉素であつた。且民間から來ると閭閻の生計に習れて居つて、人君の節儉を佐くるによい。若し之れが勳舊から擧げられたならば、勳にして戚を兼ね、戚にして勳を兼ねることになり、宗室の禍となる。」と言つて居る。名言と思ふ

が、儉素の理由よりも、外戚の専横を恐るる理由が、強いのでなからうかと思ふ。

而して秀女といふのは周代に地方から擧げた士を秀士と云つたと同様に、地方民間の良家の女を擧げて、皇后や皇族の妃としたのである。決して勳戚の名門から、選んだのではないのである。この制度は都近くの地方から、十三歳以上十九歳までぐらゐの娘を都へ送らせ、そのうちから皇太子その他の皇族の妃を決めたのである。都近くといつても初めは南京の近く、蘇州・松江・嘉興・湖州から浙江・江西までへも及んだのであるが、後には煩はしいのを恐れて、専ら北京地方に限られたやうである。また地方で選ぶ場合にも選びに應じたいといふ者を選ぶのであつて、決して希望でないものを無理に擧げるのではない。そうかといつて希望しさへすれば誰でもといふのではない。此方で選ぶのである。そして選ばれたものが、旅費を貰つて都へ来るのである。その都へ来たものの中から初めて后妃が選ばれるのである。然し都へ来さへすれば、不幸その選に漏れたところで、憂ふ必要はない。そういふ娘はまたその他の良家勳戚で、争つて聘するのであるから。

秀女の起源

それならばこの秀女といふやうな制度は、何時頃から起つたのであらうか。私は明代にあると思ふ。

東川徳治氏の典海(四百五十一頁)に

清制毎三年一回、八旗駐防及外任旗員の女子、年十四にして幽閑貞靜なるものを、選閱し後宮に入れ、妃嬪の選に備へ、或は近支宗室に配す。之を秀女と爲す。

と見えて居る。清國行政法もこの程度の記事で、別に沿革を明かにして居らない。然しこれは清朝の他の制度の多くの場合に於ける如く、明朝のものを受け繼いで来たのであらう。明朝に於いても洪武から徐徐に成熟して、中頃に完成したものである。

ところで二十二史劄記の「秀女」を見ると「國初を惟ふに成祖の仁孝皇后は、徐中山の女である。其時法制未だ定まらないのである。嗣後は多く民間に出で、新君登極毎に秀女を選むの詔があつた。」と言つて居るのである。そうすると劄記の考では、この制は永樂以後に出来たと見て居るのであらう。但し劄記のこのところは至極曖昧で、秀女の起源は永樂以後といふ風にも取れるが、また永樂以前は未だ決定的に制定せられなかつたが、決して無かつたと否定して居るのでないといふ風にも取れる。誠に困るが常識から判斷して秀女の起源を永樂以後と考へて居るのであらうと解釋するのである。

然し秀女といふものは、永樂以前にも萌して居るのである。明會要の后妃雜錄(二卷)に依ると、洪武十四年に早くも、民間の女子婦人を選んで、後宮及び六宮に入れて居るのである。婦人といふのは三十歳以上四十歳以下で、六宮に充てたのであらう。雜役に使用したのであらう。それと違つて女子は十三歳から十九歳までで、併も後宮に備へたのであるから、后妃に關係あるのであらう。それならばこの秀女といふものは、洪武にそろそろ創まり、その芽が永樂以後に制度と決定されたのではあるまいか。

以上述べた事に依つて、秀女といふものは明代に存在したことは明白であるが、果してその起源が前朝まで溯るべきものであるか何うか、私はまだ斷言するところまで至つて居らない。然しもし臆測を許さるるならば、洪武にやや萌して永樂以後に制度となつた程であるから、前代にはなほさう制度として存在しなかつたと思ひたいのである。その譯は假りに前代に嚴然と行はれて、既に試験済みのものであつたならば、何事によらず前代を範例とせる太祖が、移して以つて一つの法制網として、安全第一を計らなければならぬ筈である。何を苦しんでわすか洪武十四年の一例に止め、未定の法制として、放擲して置く必要があらうか。

秀女の弊

斯ういふ使命を以つて秀女といふものが明代に創まつたのであるが、時の移るにつれ忽ち弊害を生ずるに至つたのである。その弊害には、秀女の選に當りたいといふ人間の弱點に突け込んで、誘惑することもあらう、然しそれらは却つて弊害としても小さい、罪の軽い方である。それ以上になると選ぶといふ權力を笠に被て、いろいろな專横を行ふことである。

その專横を二十二史劄記によつて見るならば、四友齋叢說を引いていふ。武帝南巡のとき揚州に至つた。知府の蔣瑤はつとめて、嬖倖江彬等の暴戾を拒んだ。彬は旨を傳へて、秀女を選むと言ひ出した。瑤はいふのに、私に三女があるだけで、民間には一人も娘は居りませんと。そこで流石の彬もつい語塞つたさうである。また陳子龍傳を引いていふ。福王が南都に王となつたとき宦官などは彼方此方と出歩るいて、女のある家に黄紙を貼りつけた。民間では困るのですぐ取り去り、閭里大騒ぎであつた。子龍は上疏し、力めて諫めた。

かかる話は稗史小説に多く見ゆるであらうが、正史には餘り多く見えて居らない。然し劄記の示すところだけに依つても、社會を不安ならしめ紊亂せしむるには充分である。武宗の惡政には斯う

した不徳が、多く潜んで居ることであらう。また福王といへば、明も最後の崇禎帝の亡びてからであるが、その際にありながらも、斯かる馬鹿騒ぎをやつて居つたかと思へば、明の瓦解に娘を持つ親の呪咀も、可なり力強く働いて居つたであらうと思はなければならぬ。

五 宦官

明の宦官の重要性

以上で君即ち皇族を終り、これから臣即ち官吏を述ぶるのであるが、その初めに於いて宦官を説くのは、聊か意外のやうに思はるるが、明史を考へたものに取つては決してそうでない。彼等は宦官としての階級意識を充分に有ち、官吏に對抗したばかりでなく帝権の伸張を笠に官吏を頤使したのである。明朝紀事本末の王振用事(二十九卷)に依ると、駙馬都尉の石璟は自分の家の宦官呂竇といふものを嘗つた。すると太監の王振はこれを憎んで、獄屋に下したのである。嘗られた呂竇と報復した王振とは、何の関係もないのである。肉身から云つて見ても、職務から云つて見てもそうである。然るに自分も宦官であるといふ單純な理由で、宦官の名譽のために宦官を嘗つたものを罰したのである。そこに階級意識が充分に閃いて居るのではなからうかと思ふ。

次に宦官の權勢を考ふるならば、實に驚くべきものがある。普通に宦官といへば漢唐といふことになつて居るが、よく歴史を考へて見るならば、明の宦官は遙に漢唐より甚しく專横であるやうに思はるるのである。それにも拘らず明の宦官が漢唐ほどに著名でないのは、一つには明の歴史が漢唐ほどに讀まれないと云ふこともあらう。二つには明の太祖の對宦官策が巧妙で、人の耳目を聳てしめたので、人も明の宦官は太祖の思ひ通りになり、深く問ふを要しないものと思ひ込んだのでなからうか。

試みに太祖の政策に依れば、宮中と府中の別を明かにして、宦官と官吏との往來文通を許さない。その宮門に掛けられた鐵牌には、例によつて宦官は政治に參與してはならない。參與すれば斬罪に處すと、鐫りつけてあつたのである。そればかりでない。宦官といふものを官吏より一等卑いものにして置いて、官は四品以上にしない。月に米一石しか與へない。外臣の冠服を着けてはならないと云ふやうな規則で、ひたすら拘束したのである。そこで彼等は、守門・掃除・傳令の賤役に就くより外なかつたのである。

太祖の斯うした政策は一面宦官に取つては氣の毒なことであるが、他面歷朝の宦官に懲りた太祖

にとつては、止むを得ぬことであつたのであらう。而して若しこの通りに行はれたならば、明に宦官の問題などの起るべき筈がない。吾も人と共に明に宦官の問題なしと嘯いて居らるのであるが、事實は豫想に反し、却つて反動的に宦官の勢威隆隆たるものがあるのである。

宦官専横の源因

宦官の専横になつた理由に就いても色々あらう。これまでの説では成祖が兵をあげた時に、太祖及びその政策を繼承した惠帝の冷遇に快くなかつた宦官が内應した。そこで成祖は即位の後に、宦官を行賞の意味で優遇した。それに依つて宦官が専横になつた、といふことになつて居る。それは確かであるが、然らば何ういふ風に専横になつたかと云ふことになる、明白に説いて居らないのである。私は成祖が即位後も、自分の篡奪に快くない者を取締るために、またはさういふ心持の文武官を監察するために、自分に心を寄せて居る、自分の頤使に甘んじて居る宦官を盛に用いた。その事から自然に宦官の専横を誘導して來たのではないかと思ふのである。

いまそれを事實に就いて見るならば、成祖は永樂十八年に東廠といふ役所を設けて、宦官を長官とした。この役所は偵察を主とするもので、謀逆大奸を探ね出すのである。元來この方面の役所に

は錦衣衛といふものがあつて、可なりの權力を有ち、立派に役目を果して居るのであるが、それでも不安心なので、熊態その上にそれと同じやうな役目の東廠といふものを造へたのである。その心は恐らく明史葉の三十七卷にもいつて居るやうに、永樂中盡く建文の諸臣を僇したので、懷疑自ら安んぜず、そこで東廠といふものを造へたのであらう。

つぎに宦官は兵權を有つやうになつたのである。宦官が兵權を有つといふことは不思議なやうにも思はるるが、之れも兵權を將軍にゆだね切りにして置けば、何をし出かすか知れたものでない。そこで將軍の監察役として、遂に兵權をも執るに至つたのである。支那のやうな國柄では斯かる事は有り勝ちなことでも成祖のこの時に限つたのでない。漢代にもある。然し成祖になると特別な理由が生じたのである。それは矢張り篡奪の引け目から、太祖惠帝からの武人を警戒する必要があつて、それには自分の股肱たる宦官を用ひねばならないのである。明史の宦官傳に依れば、都督譚青の營に宦官王安等を遣はして置いた。また甘肅の鎮營に宦官馬靖を遣はして置いた。日知錄に依ればこの事を解釋して、西北の諸將に洪武の舊人が多いので、宦官を使はしたと云つて居る。併も甘肅の總兵官費瓚は軍政を專斷する能はず、宦官の指揮を仰いだとまで言はれて居る。

宦官の擡頭

斯ういふ事は如何にも成祖の周密を語るやうであるが、また帝の短慮を暴露するものである。宦官のやうな教養のない、人間として破綻を來たして居るものに、責任ある大權を任かすなど、一時は善處するものあつても、永い間には必ず失敗を重ねるものである。偶明史を讀んだもので、太祖成祖の隆盛がその次の時になつて、急に下火となつた。その變化に就いて驚くものがある。然しその何故なるかに關して、意見を述ぶるものがない。私はその導因こそこの宦官にあると思ふ。

宦官は内に於いてはあらゆる方面に權勢を振ひ自分達の妨げをなすものあれば、東廠にたてこもつて捕縛し、處斷するのである。冤罪に泣く大官が何の位あつたか計り知れない。遂には太子仁宗の明敏を懼れて、太子を廢し趙王を立てんと謀つたとさへ言はれて居る。また外に對しては、折角の獲た交趾を失つた如き、全く好例である。即ち左參政馮貴の良く治めた交趾を、宦官の馬騏が柄もなく軍隊を指揮して覆滅したのである。そうして宦官の專横が代と共に激しくなつた。太祖の頃は宦官が公侯に遇へば、叩頭惟謹だったのである。成祖の頃になると、馬から下りて旁立したのである。それが後になると、公侯の方から避けて遇はないやうに努めたのである。これでは明が盛になら

うとしても、宦官の政治では望むことができない。

そうなると士大夫などいふ者達も、宦官に反對するどころか、却つて宦官の機嫌を取るやうになる。それでも王振や汪直の頃は、士大夫も名節を重んじ王振も汪直も士大夫に敬意を拂つて居たが、劉瑾以下魏忠賢になると、士大夫も先を争つて媚び、益彼等をして專横ならしめたのである。劉瑾を劉太監といつて名をいはない。都察院の役人が誤つて瑾の名をいつた。瑾は怒つて晉り、都御史の屬滿が恐る恐る、部下を率ゐて跪き謝したそうである。魏忠賢に至つては沙汰の限りで、生きて居るうちから生祠を競ひ作り、ひたすら後れざらんとしたのである。

宦官の暴虐

そういふ有様であるから、彼等宦官の暴虐は無類で、天子を天子とも思はず、中には天子の位を望んだものさへあるのである。曹吉祥は天子になるために軍隊を澤山あつめ、殊に投降の夷人を容れたのである。而してその連類のうちには古來宦官の子弟で天子たるものあるかといふ問を發して、媚びるものからありと云はれて、大に喜んで居たのもある。また汪直のときあまり天子をないがしろにするので、阿丑といふものが諷して君の前で芝居をした。阿丑は自ら醉者の役を演じた。一人

の役者が出て来て、天子來ると告げたが、酔ふ様を止めなかつた。ついで汪太監來ると告ぐるや、醉者は驚き逃げた。旁の人怪んで尋ねた。天子來るといつても懼れないで、汪太監が來るといつても懼るるは何故か。阿丑の醉者がいふ。吾は汪太監あるを知つて、天子あるを知らない。

これは一人二人の宦官の特例でなく、明をおしなべての宦官の姿である。そうであるから彼等のすることなすこと、全く見て居られない。官吏や民を虐げ、妻女や賄賂を強奪して飽き足らない。賄賂といつても千金が通り相場で、甚しいのになると、四千金五千金と多くなるのである。周鑰は兵科給事中となつて、地方の視察に出掛けた。或知府と善かつたので、千金を借りる約束をした。後になつて約束通り貸して呉れない。その頃使を奉じて視察し歸るもの、皆劉瑾に重賄をねだらるるのである。鑰は仕方なく自刎した。それが布政使になると二萬金も賄ひしなければならぬのである。宦官は斯ういつた調子で、莫大な富を蓄ふるのである。李廣はそれほど有名な宦官でもないが、或事で自殺させられた。孝宗は使を遣つてその家を索めさせたところ、賄賂の帳面があつた。その中に多くの文武大官の名があつて、黄白米を千石或は百石と餽つて居る。天子は驚いて曰はるるに、廣の食へるのは幾何、どうして斯んなに多くの米を受くるのであるかと。おつきの者が言

ふのに、之れは隱語であります、黄米は金、白米は銀でありますと。また劉瑾の殺された後その家から没取した財寶は、大玉帯八十束、黄金二百五十萬兩、銀五十萬兩、その他の珍寶は數限りがない。明朝紀事本末などは一頁に亘つてその品目を擧げて居る。それが僅か劉瑾執政の五年間のことである。

六官 吏

政治參與權

支那の官吏は世襲主義でない。人材主義である。そういうふと誰でも才能に應じて官吏になれる今日と、何等變りがないやうに誰しも思ふのであるが、良く研究して見ると、一面そういう近代的地方もあるが、他面支那獨特の政治思想も行はれて居るのである。私はそれを政治參與權と云ひたいのである。

周の制度によれば、郷學で三年の業成るとその德行を考へ、賢能を擧げて、君に升すのである。その升す時にも、郷大夫が主人となつて、郷宴を開くのである。選に當つた祝賀と、都へ上りす送

別との兩方の意味で、地方の人達がその郷宴に列席するのである。是に於いて人材の登庸と人材の生れた地方とが、今日思ひも寄らぬ程の緊密な關係で現はるのである。そうして其等の官吏が、天子を助けて政治を行ふのである。

斯う一度決められた制度は、すつと後世までも支配して、漢になつて試験が行はれても、地方から擧げられたものは、試験で落第するやうな事はなく、試験は一片の形式に止つたのである。従つて後世隋・唐・明・清と、科擧の制度が完成して來ても、その根本思想に於いて、地方を代表する人物といふ思想が抜けず、科擧と地方とは切つても切れぬ縁因に置かれたのである。

その一つは試験を本籍地で受けなければならぬいふことである。これは漫然と見ると謂はれのない事のやうに思はるるが、支那に於いては極めて大切なことである。そこで明の時にも、當今は大統一の時代で、行政區劃は分れて居つても、民を分けて置くのでないから、試験を本籍地で受ける必要がないと論じたものもあり、また只の一度だけであるが實行したのであるが、景泰二年の詔はそれであるが、景泰四年には再び元通り本籍地受験といふことになつたのである。

その二つは科擧の豫備試験である各省の試験には定員があるといふことである。直隸は百人、廣

東・廣西は二十五人、その他は四十人といふ事になつて居る。これは文化の程度、人口の多少、賦税の額に依つて決まるのである。而してその上の科擧に於いても、南方の省からは六割、北方の省からは四割といふ風に限られて居るのである。若し一律の試験であるならば、成績の點數で及第者を定むべきでないか。それを割合で行ふのは、地方に均等の代表者を出さしむるための標準を置くものであらう。

その三つはその地方に悪い事があればその地方の試験を停止するといふことである。明史の劉瑾傳及び焦芳傳に「亞劉といふものが謀逆を計つたので、彼の故郷である江西の試験を行はなかつた」ことが見えて居る。たゞ焦芳傳の記事は多少疑はしい點もあるのであるが、明代に於いて別に訂すべき史料もないので、止むを得ず清朝の史料を以つて補つて置きたい。清朝では義和團事件に關する公文に、「外國人の虐殺せられた各都市に於いて、五箇年間科擧の停止を命ぜられた」ことがあるのである。これは外國使臣の思ひも寄らぬ事で、恐らく支那使臣から呈出された條文であらう。そうすると支那人には傳統的に、科擧に對して斯ういふ思想がついて廻つて居るのではなからうか。

科擧

明代に於ける官吏といふものの政治學的意義は、正にこの通りであるが、さてそれならばこの官吏となるには何んな風にしてなつたのであらうか。勿論學校出身もあるのであるが、最も社會的に華華しく喧傳せらるるのは科擧であるから、此處では専らその科擧に就いて述べやう。

科擧と一概にいふけれども、實をいへば三つの試験から成るのである。洪武も初めの官吏を要した時は科擧に由らず、由つても一度の試験で採用したこともあるが、十七年以後は子午卯酉の年に郷試を行ひ、辰戌丑未の年に會試・廷試を行ひ、そこを通過してやうやく官吏となつたのである。郷試とは各省で行はるゝ試験、會試とは中央の都で行はるる試験、廷試とは天子自らはるる試験である。郷試に及第して擧人、會試・廷試に及第して進士となるのである。

而してこれらの試験科目は、廷試のみが簡單に天子のお問ひに答ふれば良いのであるが、他の郷試・會試はともに三部から成り、第一部は四書五經の義理、第二部は論、第三部は策を述ぶることになつて居る。併しこれらの文章は八股文といつて、八つの段落に型の如く入れて作らなければならぬのである。またこの試験場を貢院といふ。私の初めて支那へ行つた頃は未だ残つて居つたが、今日は多く取り拂はれて、廣東のやうな處では高等師範學校の内に、僅か一つだけ見本に保

存されて居る次第である。それを見れば如何にも窮屈で、やうやく身を入るるに足る位のものである。その狭苦しい中に十日も道入つて居つて、一科目の切れ目に都合二回出るだけなのである。

そういふ試験に及第して來るのであるから、本人の得意もさこそと推し量られる。その一甲三人を特に狀元榜眼探花といふ。この人達は直ちに史館に入つて修撰となり、編修となる。内閣の大臣となる捷徑で、いはば大臣の候補者である。二甲は進士出身である。稀に優秀なもので大臣候補となるものもあるが、多くは吏・戸・禮・兵・刑・工など、都の六部の役人となるのである。三甲は同進士出身である。府・州・縣など地方の官吏となる。二甲三甲とも各定員ないが、少くとも百人乃至百五十人位あるのである。それでも二萬人もある受験者のうちから選ばれるのであるから、幾多の難關を突破して來た秀才と、敬意を表さなければならぬ。そこで社會でも尊敬すること甚しく、名譽として及第の扁額を、家門に里門に掲げて置く程なのである。

迴避制度

斯うして官吏となるのであるが、その曉の任地に就いても支那獨特の規則がある。それを迴避制度といふ。官吏は生れ故郷の官吏になれないといふことである。これは深く支那の國民性に根ざし、

遠く支那の歴史に溯るものと私は思ふのであるが、五雜俎の第十四卷では至極簡單に考へて居るやうである。即ち「唐宋より以前は本地の人の官吏となるのを禁じない。明朝にあつても、永樂中に郡圮は浙人で兩浙を巡按して居るから、國初には未だこの禁令がなかつたのである」と言つて居る。果してそうであらうか。

若し私の考を少しく大膽にいふならば、この廻避制度は漢代に芽ばえ、隋唐以下明清と、だんだんやかましくなつて來たやうである。後漢書の樊豐傳によれば、十三州のうち二州宛を組み合せて、互に官吏として臨ましめないものである。隋代になつては如何なる人でも、自分の生れ故郷の官吏となれないのである。それから明代になると、太祖は洪武十三年に勅を出して、北平・山西・陝西・河南・四川の人は浙江・江西・湖廣・直隸以外へは官吏として行くことができない。浙江・江西・湖廣・直隸の人は北平・山東・山西・河南・四川・廣東・廣西・陝西・福建以外へはいけない。廣東・廣西・福建の人は山東・山西・陝西・河南・四川以外へは行けないことに決めたのである。

吾吾から斯ういふ規則を見れば、實に無駄な事のやうに思はるるが、支那に取つては事のここまで及ぶ充分な理由が存するのである。それは支那人は故郷といふ觀念が強くて、故郷のために弊害

を醸すことも尠くない。故郷といふうちには、地縁的と血縁的とある。その地縁的にも血縁的にも親疎によつて、可なりな無理を平氣で行ふ。親しいものの爲めには、疎いものを犠牲として顧みないのである。そこで縁もゆかりもない他境に官吏とした方が便利といふことになるのである。

これは一方から観ると非常に良い制度の如く思はるるが、他方から考へると決して弊を矯むることにならず、却つて今日支那の官吏に就いて聯想さるるやうな惡風を、生ずることになつたのである。その譯は官吏が旅者となつて、後は野となれ山となれといふ心持になつた爲めである。三年の任期さへ務むれば、何の道他へ轉るのであるから、其間にどんな事をしやうとも構はないと云ふことになつた。そして彼等をして惡るい方へ、專念せしめたのである。

貪吏循吏

斯うした官吏の惡政はあまりに有名で、此處で事新らしく述べたてる氣にもなれない。それよりは彼等の境遇に同情し、彼等の美點を述ぶる方が却つて無益でなからうと思ふ。まづ彼等の月給が少ないのである。明代は特に甚しいのである。

其少ない月給からも上官への賄賂は勿論、子孫の坐食する蓄財を、考慮しなければならぬ。何故

ならば其處は世襲といふ事が許されぬ國である。それで居て家族制度の國である。故に一代になり上つた者は、一族や子孫を坐食せしめねばならぬ。そこに無理な誅求といふ事が、自然に起つて來るのである。

然しそうは言ふものの、彼等にも良心がある。四書五經で鍛へられた魂と太上感應編や陰陽錄によつて教へられた勸善懲惡の誠とがある。故にその間にあつて善政を行ふものも、また無い譯でない。歴代の正史に循史傳があり、明史にも葉宗人などの好例がある。彼は永樂の頃、夏原吉の薦に依つて錢塘の知縣となつた。ここは浙江でも、重豪有力者が往往吏に賄して賦役を免れ、貧民を苦しむる所である。宗人は帳面をこしらへて置いて民の名を書き留め、次第に賦役を課した。そこで賦役は平均に行き渡つた。そういふ譯であるから、按察使の周新といふ人も宗人を重んじた。或時宗人の出て行くのを見計ひ、潜に彼の室に入り、台處を見た。ただ膳漬けの魚一裏みあつただけである。新は歎息して、翌日宗人を召し飲食せしめ、儀仗をつけて送り歸らせた。當時の人は錢塘の一葉清といつたそうである。

七 胥吏幕僚

胥 吏

私はこの六章を官として置きながら、その内容の説明にあつて盛に官吏といふ文字を用いた。そして七章に來てまた吏と題するのは、聊か自分ながら文字の使ひ方の拙いのに驚くのであるが、如何に考へても名案がないのである。日本で官吏といへばその指すところは一つであるが、支那では官といへば普通吾吾のいふ官吏で、吏といへば一種特別な胥吏をいふのである。

胥吏といへば日本の役所の書記にあたるのである。それであるから支那でも胥吏をまた一名書吏ともいふのである。然しそうとのみ限らず、事務にも關係するのである。例へば地方の府縣に於いても中央のその如く、吏・戸・禮・兵・刑・工の六つに分けて事務を執る。その事務の多くはこの胥吏に依つて取扱はるのである。であるから書記にして小役人を兼ねると云はなければならぬかも知れない。殊に財政及び裁判などの複雑なものになれば、全く胥吏まかせとなるのである。従つて書記小役人といふものの、實權は日本のそれより強く大きく、また實權のあるところ収入も頗る多いので

ある。

元來支那の官吏には世襲といふことがないのであるが、この胥吏に至つては全く世襲封建と同様なのである。父から子、兄から弟へと傳へて憚らない。若し血縁で傳へないならば地縁で傳へる。日知録に引用してある謝肇淪、多分五雜俎であらうが、それに依ると「今戸部十三司胥算皆紹興人」と言つて居るのである。そうして見ると胥吏だけは同じ役人でも、他の役人と別な層をなして居つて、世襲となつて居ることが解る。世襲といふ言葉が不適當ならば、株と云つたらば良からう。その株で従つて賣買されて居たらうと見なければならぬ。

斯ういふ有様であるから胥吏は他の官吏と全く別で、併も他の官吏が進士の試験で榮譽を一世のみならず數世に亘つて輝して來るのに、この胥吏だけはそうした榮譽は皆目なく、下積みとなつて輕蔑され惡罵されて居るのである。そうしたならばその陰鬱の間に限りなき宿弊の醜穢さるるのは當然のことであるまいか。さればこそ家族制度で最も神聖視されて居る家廟へは一度胥吏となつたものが、參拜に出られないといふことになつて居るのである。

胥吏の弊害

いまその宿弊を一一數ふるよりも、胥吏といふものが何うして斯んな惡るい事をするに立ち至つたかの原因を探索した方が、却つて益あらうかと思ふ。それは大部分所謂官吏なるものの本質から來て居るやうである。

官吏の廻避制度が前に見た通りであるとすれば、官吏はみな全く見ず知らずの處へ奉職する。それも支那のことであるから言語の通じない處へも行く。實に變な話のやうではあるが、支那の事情に通じて居る者からいへば何でもないのである。更に甚しい例をあぐれば、王圻の續文獻通考の四十六卷にかういふ話がある。洪武四年の科擧に金濤といふ朝鮮人が及第して、山東省青州府安丘縣の官吏となつたのである。ところが彼は支那の文語にこそ通じて居るが、口語の方は一向解らなかつたので、自ら辭職を願ひ出で許されたといふのである。

これは特例としたところで、科擧は經書詩文の試験であつて、實務の試験でない。實務に當つては何の役にも立たない。そこで五雜俎の十四卷にも「或者は高談坐嘯して簿書を厭ひ、或者は嫌を避け疑を遠け、一切の出入概ね敢て親らせず」と云つてゐるのである。そういふ譯であるから政府もかかる官吏を信用しないで、寧ろ實務に通ずる胥吏を信用することになる。五雜俎のその續きに

於いても「上の人の官吏を疑ふこと胥吏を疑ふよりも甚しく、一切錢穀の出入俱に胥吏をして自ら收めしめ、官吏の手を経させない」と言つてゐるのである。

斯ういふ状態であるから位こそ上に居るが、官吏も胥吏に對しては一目置かなければならぬ。なまなか胥吏を壓迫すると却つて胥吏から酷く讒讒されることになる。それは日知録にも引用してある通り、役所の事務などといふものは、既往の舊蹟と歴年の成規である、それを寸分違はず取運んで行くところにあるのである。然しそつといふ事は、學問でなつた官吏の得意とするところでない。そこで胥吏が自分の氣に喰はぬ官吏に對しては、態とその取運びに手違ひを生ずるやうに仕組むのである。併も一つの役所の胥吏と他の役所の胥吏と通謀して居るのであるから、官吏は如何に威張つて見ても及ばぬことになるのである。

かく述べて來て初めて支那の政治といふのが病膏肓に入つて居るかが解る次第で、それを切解しやうとすればする程、胥吏の自衛が強く、政治をして益廢爛せしむることになる。黄宗義の明夷待訪錄などでも胥吏を徒隸とまで卑下して居るが、その潜勢力を何うすることも能きないのである。

幕僚

幕僚といふものも支那獨特のものであつて、吾吾には了解し難いものである。手つ取り早くいへば、日本の顧問または囑託である。然し日本の顧問や囑託は、内閣とか各省とかの大きな官廳にはあるが、その下に降つて縣廳などの小さな官廳になると、有るかどうか解らない。よしんばあつても稀で、普通一般にあるとは云へない。ところが支那の幕僚になると、上は大臣から下は州縣の官吏に到るまで、有つて居るのが當り前で、無いといふ事がないのである。併も幕僚の俸給は、抱えて置く大臣なり知縣なりが、自腹を切つて拂ふのである。この點は日本の軍隊でよく使ふ幕僚といふ言葉と、文字が同じくして内容が違ふのである。日本の軍隊では師團長などが幕僚を隨へてといふと、參謀を連れて居ることの説明であるが、その參謀の俸給は未だ嘗つて、師團長が自分の收入から拂つたといふことを聞かない。そうすると支那の幕僚は、官吏が私に雇つて置く顧問か囑託といふこととなる。而しその權限は、單なる顧問とか囑託とかいふよりも大きいのである。財政や裁判などの、重要な政務に参加するのである。

斯う説明してしまふと何んでもないのであるが、その了解し難い例を、明代ではないが、日清役當時にあつたのであるから、付け加へて置かう。それは李鴻章の幕僚デッドリングである。彼は

ドイツ人で、初天津の稅務司につとめて居たのである。それを李は認めて幕僚にしたのである。その幕僚であるデットリングを、媾和使節として日本へよこしたといふのである。考へて見れば、そんな譯はないのであるが、日本では幕僚といふ意義を知らないものであるから、李鴻章はデットリングを媾和使節としてよこしたと言ひ、李の不信を責むるのである。然しこれは日本の方の考へ違ひで、如何に羽振りのよい李鴻章でも、自分の使用人で一國の媾和を結ばうなどと考へらるべきものでない。これは全く一個の使者として友人伊藤總理のところへ遣はしたのである。さればこそ乗船は支那の船でありながら、ドイツの國旗を掲げて來たのである。これは決して李鴻章を辯護するための解釋でない。幕僚といふものの正確なる知識が自らこつといふ判定を下さしむるのである。

幕僚の弊害

かかる幕僚は支那の官吏には、必要なものである。胥吏の場合に述べた如く、實務を知らない官吏であるから、何か實務に通じたものの補佐がなければならぬ。そのために胥吏といふものが、書記として實務を執るのであるが、この刀筆以外の政務に對しては、幕僚といふものが必要になつて來るのである。それだけに胥吏にせよ幕僚にせよ、良い人を得たならば功績は顯著となるのであるが、

その良い人といふのはなかなかむづかしいのである。

いま幕僚の待遇の上から考へて、若し士を待つ禮を以つてしたならば國士を得るであらうが、これを一介の雇人の如く遇したならば、決して名士を得ることはできない。五雜俎の第十四卷に斯ういふ記事がある。古の長官の幕僚を待つこと父子兄弟の如く、絶えて崖岸の隔りがない。晋の時唐亮は樓に登つて、幕僚達と牀に踞して嘯傲した。これは遠いこととするも、宋の歐陽公は京の幕僚にあつたとき、諸名士と終日山に遊んだ。錢思公は太守であつたが、酒榼を携へ歌伎を遣はして迎へ勞つた。決して長官と幕僚との間に、勢を以つて臨むといふやうなことがなかつたのである。然るに今日の太守は、幕僚を遙か下に視て、鵬の兎を挾むがやうである。

五雜俎は明の謝肇淪の著であるから、明代の幕僚に就いて無限の同情を禁じ得ずこの言を發したのであらうが、斯かる冷遇では有爲な人物を幕僚に拉つし來ることは、頗る困難な事であらう。若し幕僚にして良い人を得ないとしたならば、錢穀・刑名のことに関するを幸ひ、その胥吏と通謀して、いろいろな私利を營むであらう。清朝の小説に見るところ、強ち直ちに移して以つて明のそれとは言ひ難いとするも、やや近いものと觀て差支なからう。主人たる長官知らず、徒らに客分たる

393
756

東亞研究講座
前輯書目及内容

東京帝國大學 雨宮育作 共著
教授農學博士
同農學 士木村 重著

支那の淡水魚

定價金五十圓

- 一 支那の川
 - 二 支那の魚の重要さ
 - 三 支那の淡水魚の分布
 - 四 魚の作り變へ
 - 五 魚の研究略史
 - 六 支那の魚の特徴
 - 七 魚の説明
- 象か天狗の白鱈
皇帝の魚—鱧魚
國粹黨の鮎

- 鳥の化けた鱗魚
- 春に姿を現はす鱗魚
- 川どりは海育ち
- 鞋底魚その他
- 太公望の釣針魚
- 喰ひ残しの銀魚
- 川畔でフグ料理
- 床の置物紫扁魚
- 小皿になる鯉の鱗
- なりかけ鮒に腹黒タナゴ
- 低腦らしい尖口魚附雀膳
- 物凄しい奥齒の草魚
- サバ、マスでない鯖と鱒
- 妾魚の鰻魚
- 目のヤニ下がつた鱧魚
- チョコロの白魚其他
- 能書多い泥鱒と花鱒

- 石を抱く石斑魚
- 轉地した地震鱈
- 刺す黄頰魚と鮫魚
- 蠅取になる黄鱔附鰻
- 松江の鱸
- 喧嘩好きの蝶魚
- 蛇頭の烏魚
- 鰻魚
- 西にレニンの刺鱈
- 八 魚の病氣
- 九 淡水魚業地
- 十 河の漁法
- 十一 魚の怪談

幕僚・胥吏に、政治が何の位腐敗せしめられたものであらうか。まして主人が循吏でなく悪吏であつたならば、計り知るべからずである。〔了〕

393
756

木 許 複 製

昭和六年五月二十七日印刷 明代の皇族及び官吏
昭和六年六月一日發行 定價金三十錢

編輯兼發行所 磯部榮一
東京府西巢鴨町池袋千二百五十八番地

印刷者 笹川本八郎
東京市小石川區竹早町五番地

印刷所 三佑社
東京市小石川區竹早町五番地

發行所 東京府西巢鴨町池袋千二百五十八番地
東亞研究會
振替東京五八九二九番

終

